

資料 1

平成 29 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

	頁
1 京都市国保を取り巻く状況	1
2 平成29年度京都市国保事業（案）について	
(1) 被保険者数等の見込	2
(2) 医療費の見込.....	2
(3) 平成29年度保険料について	3
(4) 収支見込	4
3 平成29年度財政状況	5
4 平成29年度における制度改正	6
参考資料（数値資料）	
1 基礎計数	13
2 京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移	14
3 1人当たり医療費・保険料の推移	15
4 所得階層別保険料負担の状況	16
5 平成29年度保険料（案）算定方法	17

1 京都市国保を取り巻く状況

本市国保は、近年、収支が改善傾向にあったものの、27年度においては、C型肝炎に係る高額新薬の保険適用等の影響により、医療費が大幅に増加し、累積収支が赤字となった。今後も、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加、低所得者の加入割合の増加等から、依然として厳しい財政状況が見込まれる。

高齢化の進展等に伴う医療費の増

高齢化の進展等に伴い医療費は増加傾向にある。

	平成20年度	平成26年度	平成27年度	増△減 (27-26)
前期高齢者(65~74歳) 加入割合	29.9%	35.8%	37.2%	+1.4pt
一般総医療費	99,267百万円	116,215百万円	121,220百万円	5,005百万円 (+4.3%)
一般1人当たり医療費	281,674円	337,249円	355,313円	18,064円 (+5.4%)

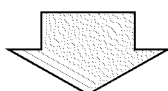
低所得者の加入者割合の増加

保険料の軽減措置を受ける世帯は7割を超えている。

	平成20年度	平成26年度	平成27年度	増△減 (27-26)
軽減適用率	60.3%	74.7%	77.5%	+2.8pt

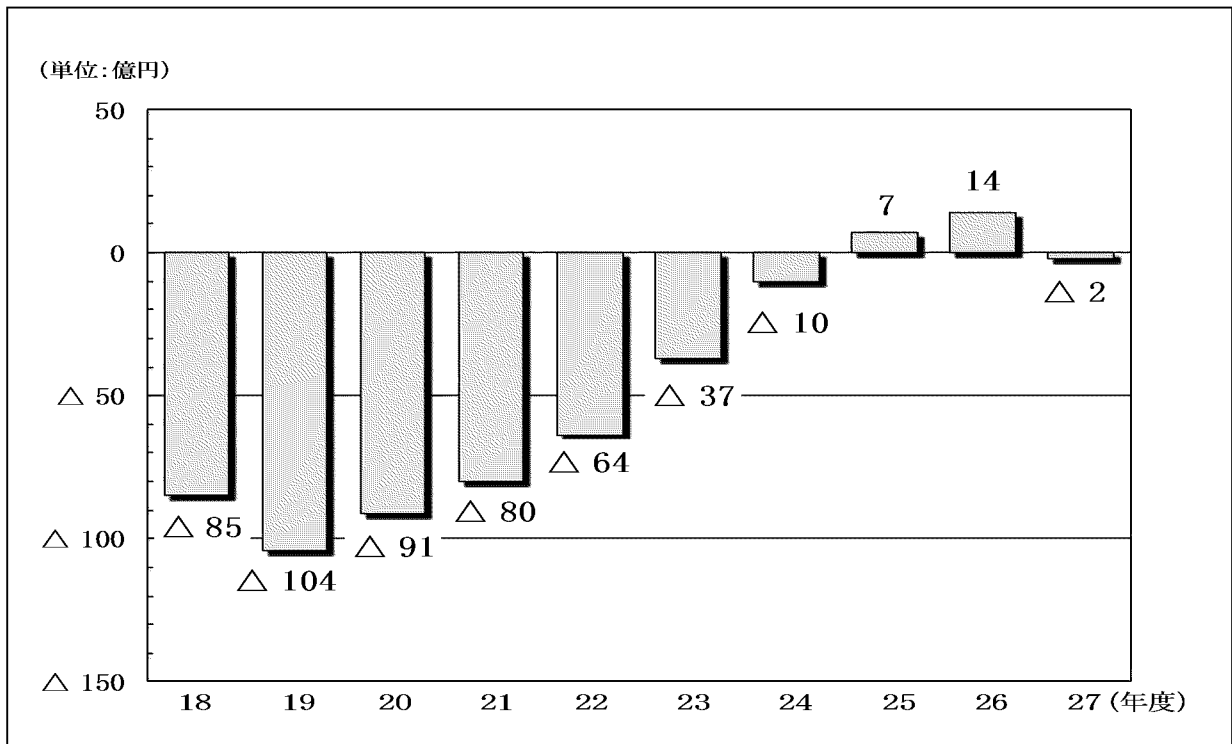
財政健全化の推進

国保の都道府県単位化を見据え、一層の財政健全化が求められている。



- 高齢化の進展等により医療費の増加、被保険者数の減少による収入面での減少傾向等により、大幅な収支改善が見込めない状況の中、赤字体質とならないよう単年度で確実に収支均衡を図ることが重要。
- 医療費の増加に合わせて被保険者の負担も増加すべきところ、既に被保険者の負担は重くなっており、京都市国保を含め多くの保険者においては、被保険者の負担軽減を図るため、一般会計繰入金に頼らざるを得ない厳しい状況にある。
- 平成30年度からは財政運営の都道府県単位化が予定されており、制度の安定化が図られることとなったが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の抱える構造的な問題の解決には至っていない。
- 本市としては、大変厳しい財政状況ではあるが、被保険者の負担を軽減するため、可能な限りの支援を行うとともに、国に対して、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含む全ての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

○京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移



2 平成29年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

被保険者数は、高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の適用拡大（28年10月～）等による被用者保険への移行等により減少傾向が続いている。

項目	28年度予算	29年度予算	増△減
一般被保険者数	342,000人	336,000人	△6,000人 (△1.75%)
一般世帯数	220,000世帯	219,000世帯	△1,000世帯 (△0.45%)

(2) 医療費の見込

28年度の診療報酬のマイナス改定、C型肝炎新薬（ソバルディ、ハーボニー）の薬価引下げに加え、被保険者数の減少等により全体の医療費の伸び率は抑制されるものの、高齢化の進展等により医療費は増加傾向にある。

項目	28年度予算	29年度予算	増△減
一般医療費総額	121,642百万円	123,317百万円	1,675百万円 (+1.38%)
一般1人当たり医療費	355,678円	367,015円	11,337円 (+3.19%)

(3) 平成29年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

高齢化の進展等により依然として医療費が増加傾向にあることから、本来であればその増加に応じて保険料率を引き上げる必要がある。

しかしながら、平成29年度は、前期高齢者（65～74歳）に係る医療費の財政調整制度である、前期高齢者交付金が前年度から増加となったこと、また、本市国保において、

- ① 保険料徴収率の向上
- ② 後発医薬品差額通知の取組による医療費の節減
- ③ 約172億円もの一般会計繰入金の確保

といった各種取組を進めることにより、被保険者の負担軽減を図ることとした結果、保険料率の据置で収支均衡が可能となった。



保険料率を据え置くことにより、所得が前年と同額ならば保険料も同額になるといったわかりやすい保険料の設定が可能となる。

なお、制度改正により、保険料軽減措置拡充の影響を受ける世帯は保険料負担が減少することとなる。

また、保険料の最高限度額については、国において引き上げが行われなかったため、89万円で据置きとなる（医療分：54万円、後期分：19万円、介護分：16万円）。

イ 保険料率・1人当たり保険料の状況

		保険料率			1人当たり保険料		
		28年度	29年度	増△減	28年度	29年度	増△減
医療分	均等割	25,810円	25,810円	(据置き)	58,830円	58,864円	+34円 (+ 0.06%)
	平等割	18,120円	18,120円	(据置き)			
	所得割	8.67%	8.67%	(据置き)			
後期分	均等割	8,160円	8,160円	(据置き)	18,581円	18,592円	+11円 (+ 0.06%)
	平等割	5,730円	5,730円	(据置き)			
	所得割	2.71%	2.71%	(据置き)			
介護分	均等割	9,120円	9,120円	(据置き)	21,008円	21,033円	+25円 (+ 0.12%)
	平等割	4,810円	4,810円	(据置き)			
	所得割	2.53%	2.53%	(据置き)			
医療分+後期分					77,411円	77,456円	+45円
医療分+後期分+介護分					98,419円	98,489円	+70円

(参考) 1人当たり保険料の推移 (予算ベース)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保険料率		<u>1人当たり 保険料据置き</u>	据置き	据置き	据置き	引下げ	据置き	据置き
1人 当たり 保険 料	医療分	61,628円	61,399円	60,999円	60,469円	58,953円	58,830円	58,864円
	後期分	19,207円	19,155円	19,004円	19,093円	18,614円	18,581円	18,592円
	介護分	21,644円	21,620円	21,418円	21,419円	20,882円	21,008円	21,033円
	医+後+介	102,479円	102,174円	101,421円	100,981円	98,449円	98,419円	98,489円
	対前年度比	0円	△305円	△753円	△440円	△2,532円	△30円	+70円

ウ 一般会計繰入金の比較

	28年度	29年度	増△減
基盤安定分	9,912百万円	9,832百万円	△80百万円
財政支援分	6,977百万円	6,977百万円	0百万円
システム改修分※	0百万円	368百万円	+368百万円
合計	16,889百万円	17,177百万円	+288百万円

※臨時的経費

(4) 収支見込

① 一般医療分

平成29年度の医療費は増加（対前年度予算比+1.38%）している。

しかし、前期高齢者の加入割合に応じて財政調整目的で交付される前期高齢者交付金が増加見込であることに加え、保険料徴収率の向上や、後発医薬品差額通知の取組による医療費の節減、一般会計繰入金の確保を行うことにより、8億3,100万円の歳入超過（黒字）が見込まれる。

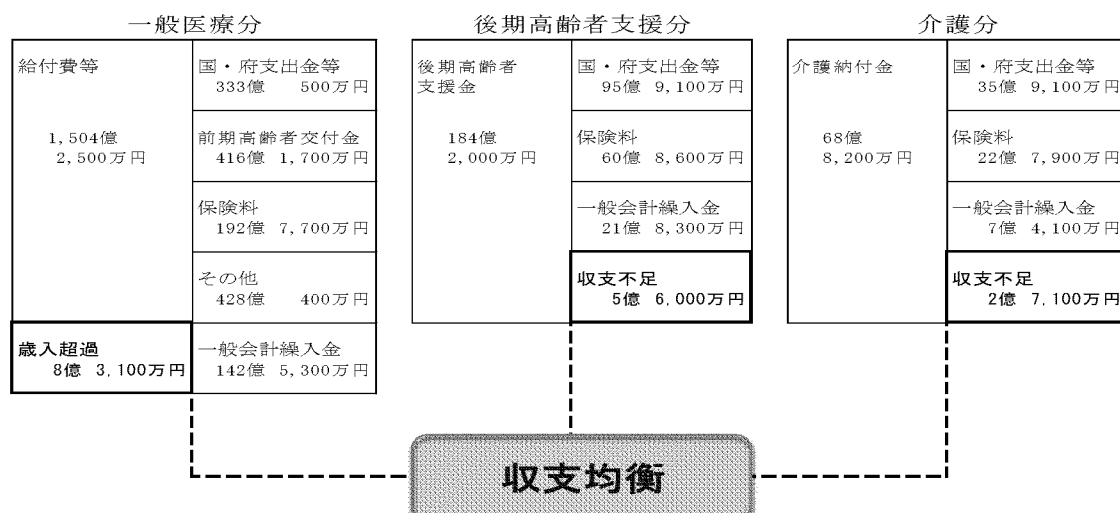
② 後期高齢者支援分（後期高齢者医療に係る国保負担分）

被保険者数の減少により、後期高齢者支援金及び保険料収入が減少しており、結果として、△5億6,000万円の収支不足（赤字）が見込まれる。

③ 介護分（介護保険に係る国保負担分（40～64歳が対象））

前々年度の精算に伴い生じた返還金が減少し、介護納付金は増加（1.94%）し、結果として、△2億7,100万円の収支不足（赤字）が見込まれる。

収支イメージ



3 平成29年度財政状況

(単位:百万円)

項 目		28年度 予算	29年度 財政見込	増△減	備 考	
一 般 医療分	歳入	保 険 料	19,682	19,277	△ 405	一般被保険者数の減等
		国・府支出金等	32,421	33,305	884	医療費の増に伴う公費の増
		前期高齢者交付金	40,120	41,617	1,497	精算等による増
		一般会計繰入金	13,938	14,253	315	システム改修経費に伴う増
		共同事業交付金	41,681	42,520	839	
		そ の 他	280	284	4	
		計	148,122	151,256	3,134	
	歳出	給 付 費	101,555	103,390	1,835	1人当たり医療費増(+3.19%), 総医療費増(+1.38%)
		老人保健拠出金	1	1	0	
		前期高齢者納付金	11	67	56	
		保 健 事 業 費	1,089	1,110	21	
		共同事業拠出金	41,402	41,628	226	
		そ の 他	3,587	4,229	642	システム改修実施に伴う増等
計	147,645	150,425	2,780			
差 引 過 不 足 額		477	831	354		
後 期 高齢者 支援分	歳入	保 険 料	6,213	6,086	△ 127	一般被保険者数の減等
		国・府支出金等	9,671	9,591	△ 80	支援金減に伴う公費の減
		一般会計繰入金	2,200	2,183	△ 17	
	計	18,084	17,860	△ 224		
	歳出	後期高齢者支援金	18,458	18,420	△ 38	精算等による減
差 引 過 不 足 額		△ 374	△ 560	△ 186		
介 護 分	歳入	保 険 料	2,390	2,279	△ 111	一般被保険者数の減等
		国・府支出金等	3,506	3,591	85	納付金の増に伴う公費の増
		一般会計繰入金	751	741	△ 10	
	計	6,647	6,611	△ 36		
歳出	介 護 納 付 金	6,750	6,882	132	精算等の減少による増	
差 引 過 不 足 額		△ 103	△ 271	△ 168		
退 職 者 医療分	歳入	保 険 料	760	509	△ 251	退職被保険者数の減等
		療養給付費交付金	1,661	905	△ 756	医療費の減に伴う減
		そ の 他	11	9	△ 2	
	計	2,432	1,423	△ 1,009		
	歳出	給 付 費	2,429	1,420	△ 1,009	退職被保険者数の減等
		そ の 他	3	3	0	
	計	2,432	1,423	△ 1,009		
差 引 過 不 足 額		0	0	0		
差 引 過 不 足 額 合 計		0	0	0		
歳 入 総 合 計		175,285	177,150	1,865		
歳 出 総 合 計		175,285	177,150	1,865		

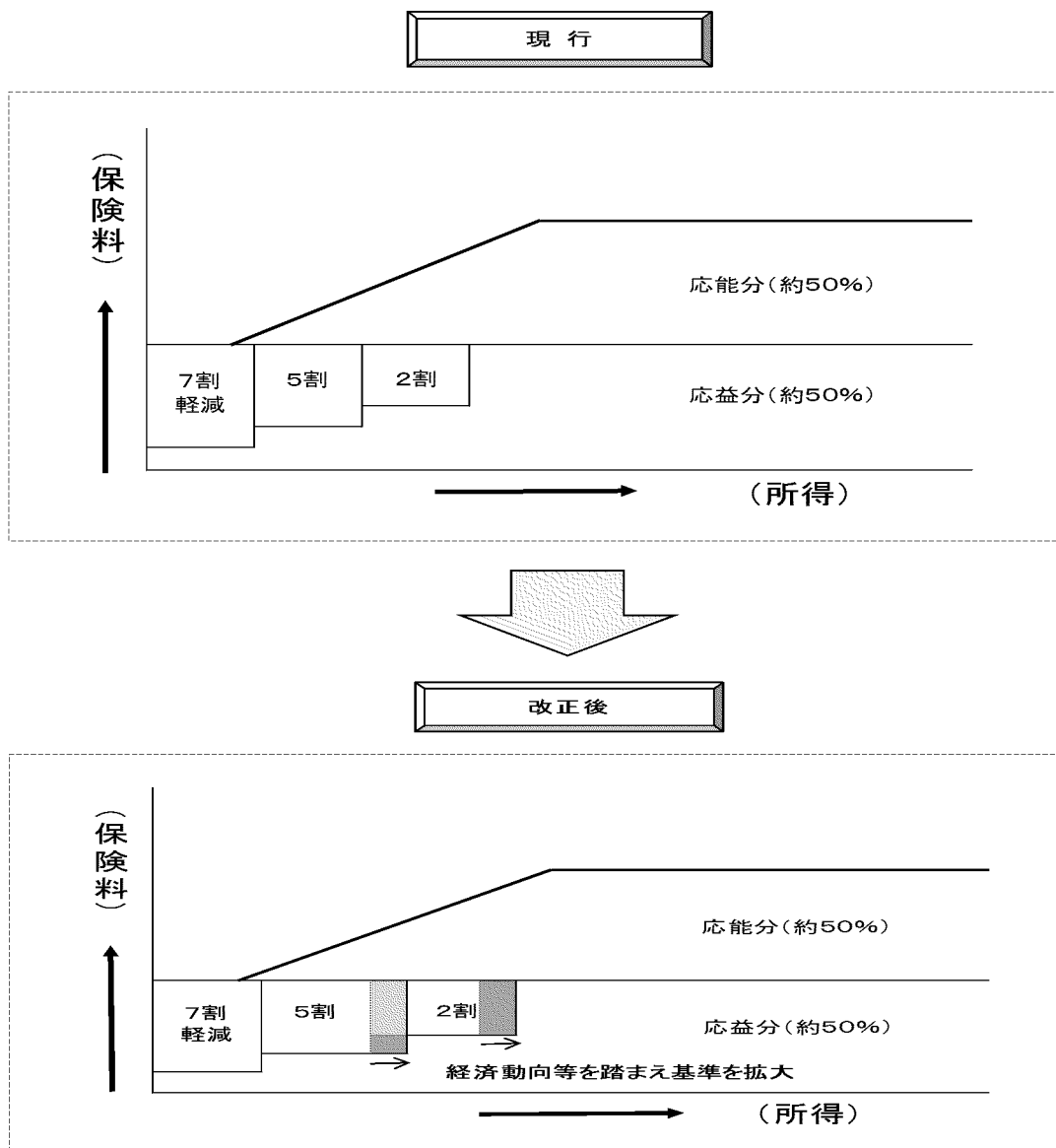
4 平成29年度における制度改正

(1) 保険料軽減措置の対象世帯の判定に係る所得基準額の改定

保険料軽減措置について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準額の引上げを行う。

軽減区分	現行の軽減判定（基準）所得	改正後の軽減判定（基準）所得
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円 + (26万5千円×被保険者数)	33万円 + (27万円 ×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円×被保険者数)	33万円 + (49万円 ×被保険者数)

[保険料軽減拡充に係るイメージ図]



(2) 70歳以上の高額療養費自己負担限度額の見直し等（国資料の抜粋）

高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
- (※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ、一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○ 現行(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標額28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標額26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○ 1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間14.4 万円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○ 2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
年収約1160万～ 標額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + 1% <140,100円>	
年収770万～1160万 標額53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円 + 1% <93,000円>	
年収370万～770万 標額28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円 + 1% <44,400円>	
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間14.4万 円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

高額介護合算療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度。
- ※ 医療保険制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給。
- ※ 給付費は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて按分して負担。

見直し内容

- 現役並み所得者については、現役世代と同様に、細分化した上で限度額を引き上げ。
- 一般区分については、限度額を据え置く。

<現行>

	70歳以上(注2)
現役並み(年収370万円～) <small>健保 標準28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上</small>	67万円
一般(年収156～370万円) <small>健保 標準26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)</small>	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

細分化＋
上限引き上げ

据え置き

<平成30年8月～>

	70歳以上(注2)
年収約1160万円～ <small>標準83万円以上 課税所得690万円以上</small>	212万円
年収770万円～1160万円 <small>標準53～79万円 課税所得380万円以上</small>	141万円
年収370万円～770万円 <small>標準28～50万円 課税所得145万円以上</small>	67万円
一般(年収156～370万円) <small>健保 標準26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)</small>	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

[参考]70歳未満(注2)

212万円
141万円
67万円
60万円
34万円

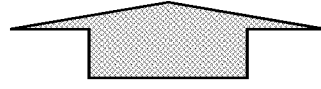
(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合)は383万円未満(1人世帯の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む)。
 (注2) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。
 (注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

- 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。
- ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

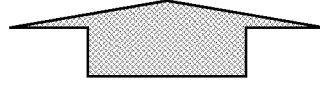
＜現行＞

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	320円／日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	0円／日
難病患者	



＜平成29年10月～＞

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円／日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	200円／日
難病患者	0円／日



＜平成30年4月～＞

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円／日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	0円／日
難病患者	

(注) 介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円／日から370円／日に引き上がっている。

参考資料

数值資料（基礎計数等）

1 基礎計数

項目		単位	平成28年度 予算	平成29年度 財政見込	増△減	
医療分	被保険者数	一般分	人	342,000	336,000	△ 6,000
		退職分	人	7,000	4,000	△ 3,000
		合計	人	349,000	340,000	△ 9,000
	世帯数	一般分	世帯	220,000	219,000	△ 1,000
		退職分	世帯	4,000	3,000	△ 1,000
		合計	世帯	224,000	222,000	△ 2,000
	総医療費	一般分	百万円	121,642	123,317	1,675
	1人当たり レセプト件数	一般分	件	15.28	15.50	0.22
	1件当たり 医療費	一般分	円	23,281	23,674	393
	1人当たり 医療費	一般分	円	355,678	367,015	11,337
1人当たり 保険料	一般分	円	58,830	58,864	34	
後期 支援 高齢者	1人当たり 後期高齢者支援金		円	52,888	54,171	1,283
	1人当たり 保険料	一般分	円	18,581	18,592	11
介護分	第2号被保険者数		人	117,000	117,000	0
	第2号被保険者世帯数		世帯	96,000	96,000	0
	1人当たり介護納付金		円	57,692	61,446	3,754
	1人当たり保険料		円	21,008	21,033	25

2 京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移

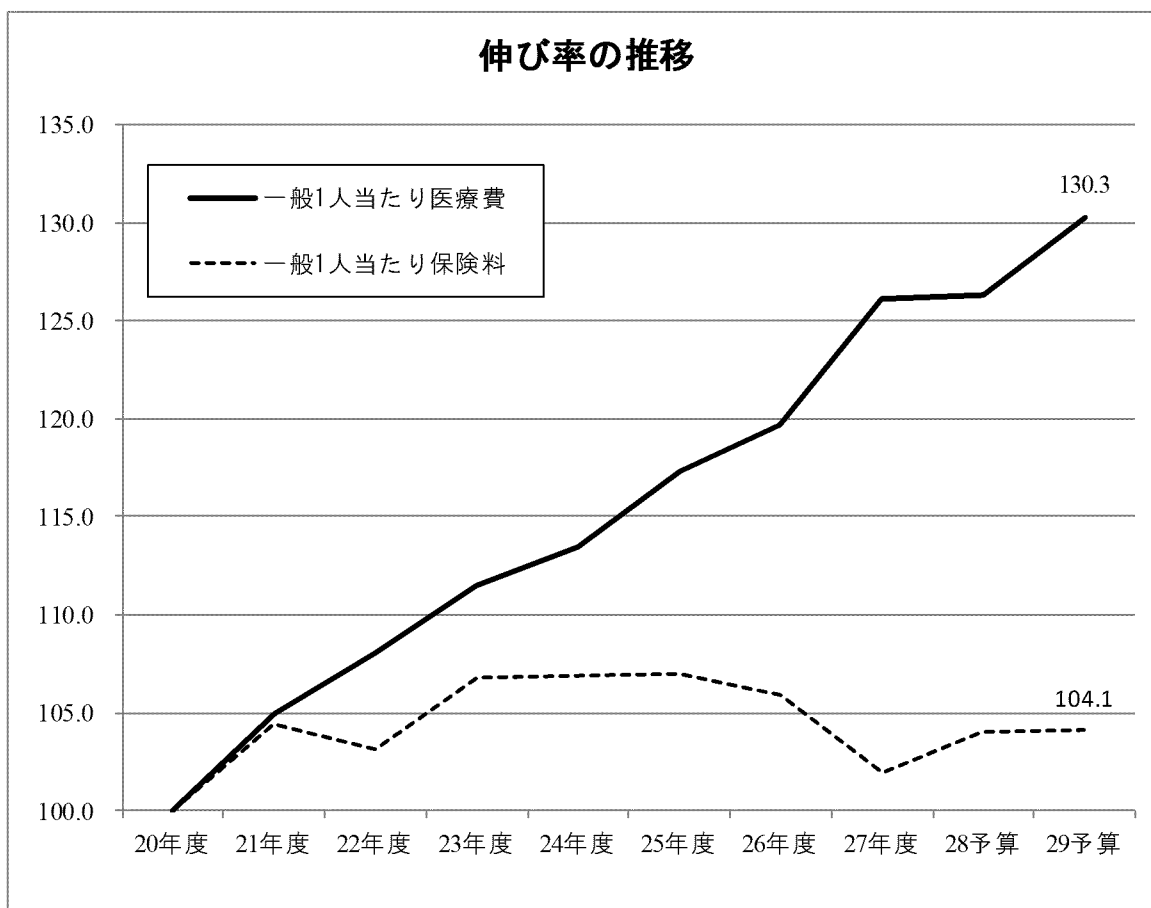
(単位：百万円)

年 度	単年度収支	累 積 収 支	年 度	単年度収支	累 積 収 支
3 6	△ 396	△ 396	2	3,142	1,321
3 7	△ 259	△ 655	3	3,192	4,513
3 8	△ 293	△ 948	4	3,038	7,551
3 9	△ 366	△ 1,314	5	594	8,145
4 0	157	△ 1,157	6	△ 2,126	6,019
4 1	△ 164	△ 1,321	7	△ 1,854	4,165
4 2	33	△ 1,288	8	△ 2,744	1,421
4 3	△ 86	△ 1,374	9	△ 1,402	19
4 4	259	△ 1,115	1 0	△ 4,775	△ 4,756
4 5	23	△ 1,092	1 1	△ 2,569	△ 7,325
4 6	△ 210	△ 1,302	1 2	△ 2,070	△ 9,395
4 7	63	△ 1,239	1 3	643	△ 8,752
4 8	66	△ 1,173	1 4	△ 819	△ 9,571
4 9	22	△ 1,151	1 5	△ 1,183	△ 10,754
5 0	△ 522	△ 1,673	1 6	124	△ 10,630
5 1	401	△ 1,272	1 7	1,172	△ 9,458
5 2	278	△ 994	1 8	948	△ 8,510
5 3	1,646	652	1 9	△ 1,934	△ 10,444
5 4	133	785	2 0	1,332	△ 9,112
5 5	△ 940	△ 155	2 1	1,143	△ 7,969
5 6	△ 628	△ 783	2 2	1,546	△ 6,423
5 7	109	△ 674	2 3	2,729	△ 3,694
5 8	664	△ 10	2 4	2,728	△ 966
5 9	△ 1,626	△ 1,636	2 5	1,637	671
6 0	△ 3,429	△ 5,065	2 6	733	1,404
6 1	△ 2,403	△ 7,468	2 7	△ 1,633	△ 229
6 2	1,153	△ 6,315	28 予算	0	△ 229
6 3	2,105	△ 4,210	29 予算	0	△ 229
元	2,389	△ 1,821			

3 1人当たり医療費・保険料の推移

年度	一般1人当たり医療費		一般1人当たり保険料 (医療分+後期高齢者支援分)	
	金額(円)	伸び率	保険料(円)	伸び率
20年度	281,674	100.0	74,414	100.0
21年度	295,630	105.0	77,659	104.4
22年度	304,205	108.0	76,688	103.1
23年度	314,202	111.5	79,448	106.8
24年度	319,679	113.5	79,561	106.9
25年度	330,350	117.3	79,626	107.0
26年度	337,249	119.7	78,805	105.9
27年度	355,313	126.1	75,871	102.0
28予算	355,678	126.3	77,411	104.0
29予算	367,015	130.3	77,456	104.1

※20年度を100とした場合の値



※20年度～27年度は決算値

4 所得階層別保険料負担の状況

2人世帯, 給与収入

所得階層別保険料負担の状況(医療分+後期支援分+介護分)

○ 2人世帯(介護2号被保険者2人), 給与収入モデル(収入は世帯主のみ)

(2人世帯モデル)

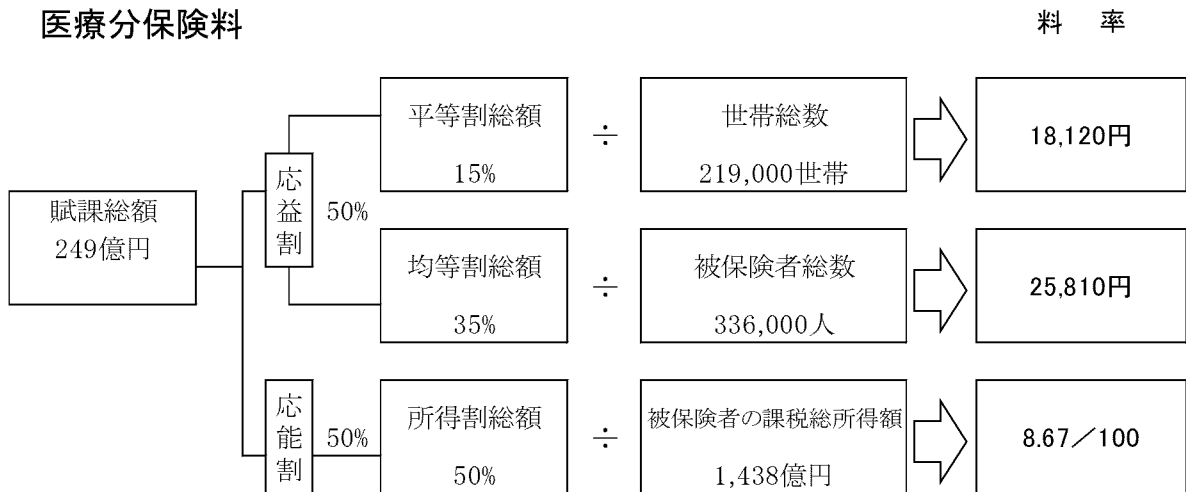
		平成28年度				平成29年度(案)						
			医療分	後期支援分	介護分	合計		医療分	後期支援分	介護分	合計	
		平等割	18,120 円	5,730 円	4,810 円	28,660 円	平等割	18,120 円	5,730 円	4,810 円	28,660 円	
		均等割	25,810 円	8,160 円	9,120 円	43,090 円	均等割	25,810 円	8,160 円	9,120 円	43,090 円	
		所得割	8.67 /100	2.71 /100	2.53 /100	13.91 /100	所得割	8.67 /100	2.71 /100	2.53 /100	13.91 /100	
		限度額	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	限度額	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	
給与支払額 (千円)	総所得金額 (千円)	軽減適用 状況	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	軽減適用 状況	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	増減(円)
			負担率	負担率	負担率	負担率		負担率	負担率	負担率	増減(%)	
650	0	(7割軽減)	20,922	6,615	6,915	34,452	(7割軽減)	20,922	6,615	6,915	34,452	0
			3.2	1.0	1.1	5.3		3.2	1.0	1.1	5.3	0.0
1,150	500	(5割軽減)	49,600	15,625	15,825	81,050	(5割軽減)	49,600	15,625	15,825	81,050	0
			4.3	1.4	1.4	7.0		4.3	1.4	1.4	7.0	0.0
1,667	1,000	(2割軽減)	113,872	35,790	35,390	185,052	(2割軽減)	113,872	35,790	35,390	185,052	0
			6.8	2.1	2.1	11.1		6.8	2.1	2.1	11.1	0.0
2,400	1,500		171,170	53,750	52,650	277,570		171,170	53,750	52,650	277,570	0
			7.1	2.2	2.2	11.6		7.1	2.2	2.2	11.6	0.0
3,115	2,000		214,520	67,300	65,300	347,120		214,520	67,300	65,300	347,120	0
			6.9	2.2	2.1	11.1		6.9	2.2	2.1	11.1	0.0
3,800	2,500		257,870	80,850	77,950	416,670		257,870	80,850	77,950	416,670	0
			6.8	2.1	2.1	11.0		6.8	2.1	2.1	11.0	0.0
4,425	3,000		301,220	94,400	90,600	486,220		301,220	94,400	90,600	486,220	0
			6.8	2.1	2.0	11.0		6.8	2.1	2.0	11.0	0.0
5,050	3,500		344,570	107,950	103,250	555,770		344,570	107,950	103,250	555,770	0
			6.8	2.1	2.0	11.0		6.8	2.1	2.0	11.0	0.0
5,675	4,000		387,920	121,500	115,900	625,320		387,920	121,500	115,900	625,320	0
			6.8	2.1	2.0	11.0		6.8	2.1	2.0	11.0	0.0
6,300	4,500		431,270	135,050	128,550	694,870		431,270	135,050	128,550	694,870	0
			6.8	2.1	2.0	11.0		6.8	2.1	2.0	11.0	0.0
6,889	5,000		474,620	148,600	141,200	764,420		474,620	148,600	141,200	764,420	0
			6.9	2.2	2.0	11.1		6.9	2.2	2.0	11.1	0.0
7,445	5,500		517,970	162,150	153,850	833,970		517,970	162,150	153,850	833,970	0
			7.0	2.2	2.1	11.2		7.0	2.2	2.1	11.2	0.0
8,000	6,000		540,000	175,700	160,000	875,700		540,000	175,700	160,000	875,700	0
			6.8	2.2	2.0	10.9		6.8	2.2	2.0	10.9	0.0
8,556	6,500		540,000	189,250	160,000	889,250		540,000	189,250	160,000	889,250	0
			6.3	2.2	1.9	10.4		6.3	2.2	1.9	10.4	0.0
9,111	7,000		540,000	190,000	160,000	890,000		540,000	190,000	160,000	890,000	0
			5.9	2.1	1.8	9.8		5.9	2.1	1.8	9.8	0.0
限度額となる総所得金額(千円)			5,754	6,527	5,743			5,754	6,527	5,743	(医療分)	0
総所得金額に対する保険料負担率(%)			9.4	2.9	2.8			9.4	2.9	2.8	(後期支援分)	0
											(介護分)	0

※ 「負担率」は、給与支払額に占める保険料額の割合。

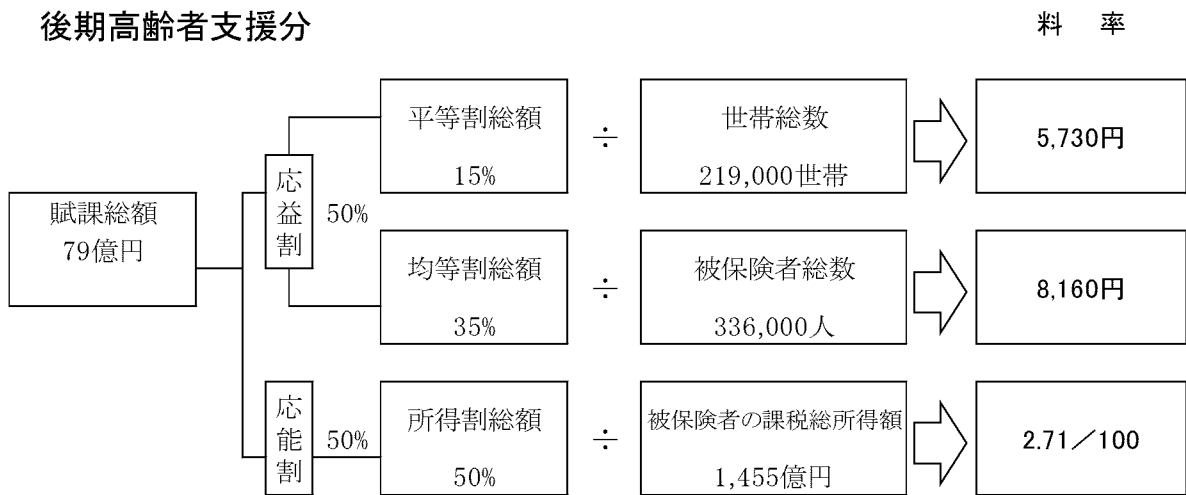
※ 「増減(円)」は28年度保険料額(合計)に対する増減額, 「増減(%)」は28年度保険料額(合計)に対する増減率。

5 平成29年度保険料（案）算定方法

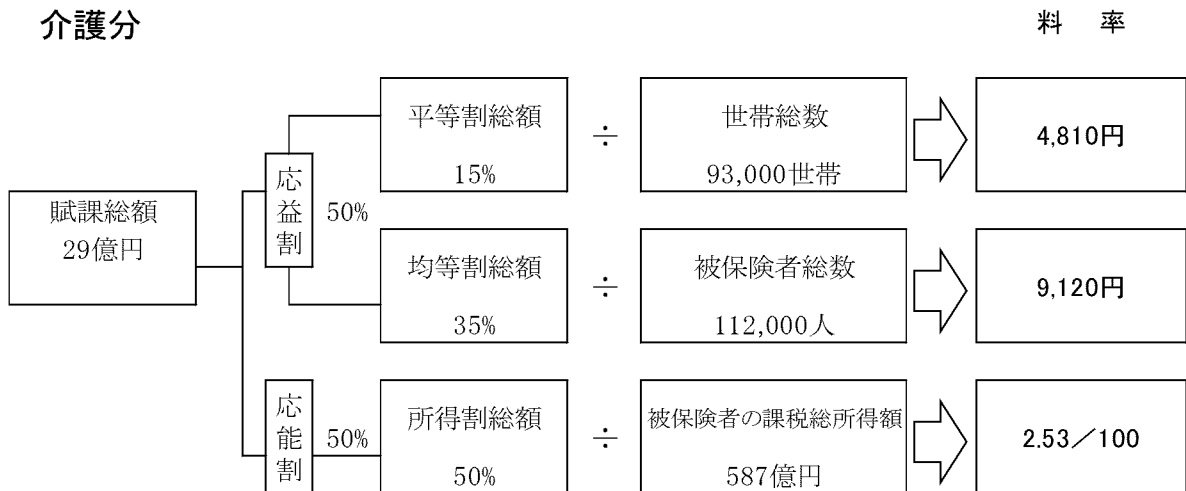
医療分保険料



後期高齢者支援分



介護分



※ 賦課総額

医 療 分：当該年度の医療費等の見込額から国・府の支出金や交付金等の見込額を差し引いた額

後期高齢者支援分：当該年度の後期高齢者支援金から国・府の支出金等の見込額を差し引いた額

介 護 分：当該年度の介護納付金から国・府の支出金等の見込額を差し引いた額

課 税 総 所 得 額：算定対象となる総所得金額から基礎控除(33万円)を除いた所得

